

時間管理は 「事業者」の 責任です



労働基準局広報キャラクター（「たしかめたん」）

<事業主の皆様へ>

労働時間の状況について、タイムカードやICカード等の客観的な方法、その他適切な方法により把握していないことは、労働安全衛生法違反となります。また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」において、「使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること」とされており、適正に記録する必要があります。

奈良労働基準監督署 0742-23-0435